

消費者問題出前講座のご案内

～契約トラブルにあわないために知っておこう～

商品を購入するのが、とても簡単な時代。

しかし、こんなはずではなかったという方いませんか。

「契約」を知ることで、トラブルの回避に繋がります。

消費生活センターでは、多くの相談事例から、

対処法などをお伝えします。



- と き： 通 年 (ただし年末年始は除く)
と ち ろ： 犬山市内 (会場は申込者側で用意してください)
講 師： 市消費生活相談員 (派遣料は無料です)
対 象： 市内各種団体 (老人クラブ、町内会等)
申 込 人 数： 原則10名以上 (応相談)
時 間： 1時間程度 (応相談)
申 込 期 限： 開催日の1ヶ月前までに申込書提出